

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報の情報連携

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育等の給付事務(※)において「被扶養であるか否か(本人該当区分:同一生計配偶者)」について、マイナンバーによる情報連携を可能としてください。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、非課税であるかは要件ではありません(保育所等の利用料の階層区分は一定の幅をもって定められているため、非課税であるかに関わらず階層区分等を決定することができます)。未申告者の利用者負担額の階層区分決定に「本人該当区分:同一生計配偶者」は必要な情報です。

国においては令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画が定められ、関連するシステム標準化やオンライン申請化の法案等も次々に定められているところであり、DXが一層が求められています。その中には、ワンストップを実現することが示されていることや、マイナンバーを前提としてオンライン申請を進めることが示されるなど、取り巻く状況が変わっています。マイナンバーによる情報連携はこれら国が定めたDXを実現すること目的に、一層効果的に活用できるようにすべきです。

なお、「本人該当区分:同一生計配偶者(被扶養者)」に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、これについて令和3年8月に示された税務システム標準仕様書【第1.0版】では「実装すべき機能(全国统一で必要な機能)」として明記されるなど、標準化を見据えた事務では、未申告者の内、被扶養者については別の取り扱いをするべきであることは明白となっています。

子ども子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体FAQ)では、市町村民税未申告者の場合、世帯の所得を調査又は推定し、保護者の協力が得られない場合、保護者負担額を一旦最高階層とすることが示されています。国の技術的助言に従った運用を行う上で、全国统一で当該情報を必要とすることは明らかであり、当該連携情報により必要な情報を得られると考えます。

※子ども子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」

具体的な支障事例

総務省によるマイナンバー制度の説明では「(国民の利便)課税証明書などの添付書類が削減される」「(行政の効率化)情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減」等がポイントとなっています。

そのため住民にとっては課税資料の代わりとしてマイナンバーを提出しているという理解がされていますが、実際は税未申告かつ被扶養者についてマイナンバー連携上は「未申告」として扱われているため、住民から課税証明書(紙)の提出が必要となっています。そのため、以下の支障があります。

- ・保護者も地方自治体も手続きに時間と手間がかかる
- ・マイナンバーを提出しているにもかかわらず紙資料(課税証明書)の提出を求められることの理解が得られない
- ・期限までに課税証明書が提出されない場合、内閣府技術的助言のとおりいったん利用料を最高階層とせざるをえないが、マイナンバーにより税情報を提供しているにも関わらず、一時的であれ最高階層となり費用負担を行うことは、理解を得られない。

・「本人該当区分が同一生計配偶者」となる人(税における被扶養者)に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、子ども子育て支援事業においてマイナンバー連携により得られる情報と課税証明書の内容に差異があるため、マイナンバー制度の目的が一部達成できていないだけでなく、混乱を招いている。

・自治体 DX やシステム標準化が進む中、課税証明書と情報の差異や、紙の拳証資料を求めることは、デジタル化の支障となっている。

・税の調査を公用照会により行う場合、税情報は個人情報の中でも特に厳格な取扱いがされていることや本人同意がないものには回答しないこと等を理由として、回答を得られないケースが発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性の向上・負担の軽減(課税証明書の発行にかかる時間・手間・費用の削減)
マイナンバー制度への理解が深まる。
行政の効率化。情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減する。
※横浜市においてはマイナンバー連携結果が未申告となった方は平成 30 年～令和 3.3 の実績で 2700 件。
※未申告者について一部抽出して調べたところ、未申告者のうち被扶養者についてはすべての方の階層区分が決定しました。
現在国において進めている自治体 DX やシステム標準化において目指す、デジタル社会構築に寄与する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 2 の 2、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項、第 30 条の 4、第 59 条第 3 項口、子ども・子育て支援法施行令第 4 条～第 6 条、第 9 条～第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、習志野市、富津市、東大和市、川崎市、相模原市、村上市、浜松市、刈谷市、小牧市、京都市、西宮市、広島市、高知市、熊本市、別府市

○当市においても、国の DX 推進やマイナンバー制度の利活用推進の流れに則り、子ども・子育て支援事務における利用者負担額の算定等のために住民税情報を取得する際にマイナンバーによる情報連携を活用しております。住民に対してもマイナンバーにより情報照会を行い、照会で必要な情報が得られない場合は課税資料の提出を依頼する旨を明記しております。提案市町村から示された支障事例のケースにおいては、課税資料の提出を求めています。その課税資料の多くは「(非)課税証明書」が提出されるため、税務部門においては非課税(相当)であることを証明しています。証明書(紙)でできることがデジタルでできない現状について住民に対して説明を求められた場合に対応に苦慮しています。本提案において実現される効果は「非課税かどうかを明確化する」ことではなく、「非課税相当と推定できる根拠となる情報が取得できる」ことであると考えます。子ども・子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体 FAQ)において、「利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当と考えます。」とされており、税情報の取得ができない場合は当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を推定することが認められており、本提案が実現すれば、助言に基づく事務がより効率的に行うことができるようになります。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、支障事例のようなケースにおいては、被扶養者から配偶者控除や扶養控除等の対象であると申告され、本人についての申告がされていない者であり、税務部門が非課税の要件を満たす場合は申告は不要であるとして取り扱っているため、申告が不要であるから申告していない(=非課税相当である)と推定するのが自然であると考えます。

○当市でもマイナンバー連携上で「未申告」として扱われる対象者のうち「非課税かつ被扶養者」か否かを確認するための他市町村への照会を行っているが、回答を得られないケースも少なくない。保護者への課税証明書の提出を求めることで保護者にとっても負担が大きいものとなっている。